

電磁的記録の開示の方法

令和5年4月1日

栃木県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項に基づく電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施方法は、次のとおりとする。

第1 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録の場合には、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複製したものの交付による。

第2 第1に該当しない電磁的記録の場合には、当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付による。ただし、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複製したものの交付の方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）を用いて行う必要があるものは、広域連合が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができるものとする。

第3 第1及び第2に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複製したものの又は用紙に出力したものの写しにより開示を行うことができるものとする。